

豊見城市個人情報の保護に関する法律施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第30条第1項又は第31条第1項の規定により一部の規定が適用されず、又は読み替えて適用される場合を含む。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。

2 この条例において「行政文書」とは、豊見城市情報公開条例（令和4年豊見城市条例第27号）第2条第2項に規定する行政文書をいう。

3 前2項に規定するもののほか、この条例で使用する用語は、法及び個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号）で使用する用語の例による。

(開示請求の手続)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(開示決定等の期限に関する特例)

第4条 実施機関が開示決定等をする場合における法第83条及び第84条の規定の適用については、法第83条第1項中「30日以内」とあるのは「14日以内」と、同条第2項中「30日以内」とあるのは「15日以内」とし、法第84条中「60日以内」とあるのは「29日以内」と、「同条第1項」とあるのは「豊見城市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年豊見城市条例第26号）第4条の規定により読み替えて適用される前条第1項」とする。

(開示請求に係る手数料等)

第5条 法第89条第2項の規定により納付しなければならない手数料の額は、無料とする。

2 保有個人情報の開示を受ける者は、規則で定める方法により、開示の実施に係る手数料を市長に納付しなければならない。ただし、市長は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができる。

3 前項に規定する手数料の額は、別表の左欄に掲げる開示の実施の方法に応じ、それぞれ同表の

右欄に定める額とする。

- 4 保有個人情報の開示を受ける者は、第2項の手数料のほか送付に要する費用を納付して、保有個人情報が記録されている行政文書の写しの送付を求めることができる。この場合において、当該費用は、規則で定める方法により納付しなければならない。

(訂正請求の手続)

第6条 訂正請求書には、法第91条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(利用停止請求の手続)

第7条 利用停止請求書には、法第99条第1項各号に掲げる事項のほか、規則で定める事項を記載するものとする。

(審査会への諮問)

第8条 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合において、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、豊見城市情報公開及び個人情報保護審査会条例（令和4年豊見城市条例第28号）第2条に規定する豊見城市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問することができる。

- (1) この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- (2) 法第66条第1項の規定に基づき講ずる措置の基準を定めようとする場合
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、実施機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

(運用状況の公表)

第9条 市長は、毎年度1回、前年度における各実施機関の個人情報保護制度の運用状況について、公表するものとする。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書若しくは図画又は電磁的記録を用紙に出力した	無料

ものの閲覧	
2 電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は視聴	無料
3 文書若しくは図画を複写機により用紙に複写したものの又は電磁的記録を用紙に出力したものの交付（次項に掲げる方法に該当するものを除く。）	用紙1枚につき10円
4 文書若しくは図画を複写機により用紙にカラーで複写したものの又は電磁的記録を用紙にカラーで出力したものの交付	用紙1枚につき20円
5 電磁的記録（文書又は図画をスキャナにより読み取ってできたものを含む。）を光ディスク（日本産業規格X0606及びX6281に適合する直径120ミリメートルの光ディスクの再生装置で再生することが可能なものに限る。）に複写したものの交付	1枚につき100円に当該文書若しくは図画1枚ごとに10円又は1ファイルごとに210円を加えた額
備考	
1 複写機による作成については、日本産業規格A列3番又は4番の用紙を用いるものとする。	
2 両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定するものとする。	